



会報 JAMT

JAPANESE ASSOCIATION OF MEDICAL TECHNOLOGISTS

発行所

社団法人 日本臨床衛生検査技師会
 発行責任者 小關繁昭
 編集者 浅井正樹、大富正壽
 小太刀充、永井正樹
 〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号
 TEL (03) 3768-4722 FAX (03) 3768-6722
 ホームページ http://www.jamt.or.jp

号外

「臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律」改正案国会を通過、1年以内に施行へ！

【これまでの経緯】

昭和33年衛生検査技師法、昭和46年臨床検査技師法がそれぞれ施行され、半世紀の歳月が流れた。この間、日臨技としては多くの会員の要望と熱意を受け、理事会内に法改正推進対策委員会を設置、国民の公衆衛生並びに医療に貢献すべく、真の臨床検査を目指し法律改正に向け鋭意努力を行ってきた。しかしながら、旧態依然として厚生労働省では、新しい法律改正を好まず一部の生理検査の業務拡大をみるにとどまった。

その後、この機を大きく動かしたのは「日本臨床検査技師連盟」の存在であった。平成10年当時、連盟発足の是非をめくり会員の意見が大きく割れた経緯もあった。しかし、議員立法によって制定された臨衛技法は「議員の力」を借りずして改正することはできずとの観点から、日臨技のコントロールの下、明けて平成11年1月発会式を迎えた。これにより厚生労働省では、議員を通じて法改正に着手せざるを得なくなったのである。防衛に回った厚生労働省では平成14年10月、省内に「臨床検査技師、衛生検査技師に関する在り方等検討会」を発足させ、5回にわたる会合を開くなか、日本医師会、日本臨床検査医学会をはじめ業務制限はもとより、医師の指導監督すら除くことはできないとした意見をまとめた（平成15年5月）。この経緯は業務制限の難しさを多くの会員及び関係者に知らしめることとなったのである（日臨技HP涉外活動参照）。

【国会提出へ向けて】

検体検査の中で微生物、輸血、細胞判定に関わる検査項目だけでも制限を設け突破口を開こうと個別に日本医師会に繰り返し申し入れるも、「検査研究発展の妨げになる」「現に職務に就いているものが失職する」「規制緩和の時代にそぐわない」「無資格者による事故事例がない」など時期尚早であるとの理由で物別れに終わった。一方、「日本臨床検査技師連盟」では、与党3党（当時は保守党が存在）を中心に都道府県技師会の協力を得ながら地元議員との関係を取りつつ着実に網の目を広げ、平成15年2月12日公明党内（24議員）に、3月5日自由民主党内（96議員）に相次いで議員連盟を発足していただき、国会へ向けての拍車が掛かった。これより議員連盟加入国会議員と良好な関係を保つ一方、改めて日本医師会、厚生労働省への陳情に明け暮れたが進展をみることはなかった。進まぬ交渉に「通る法案も通らなくなる」との危機感から、平成16年3月に入り自民、公明両党の中で党内手続き

を進め、堀内光雄総務会長（当時）、安部晋三幹事長（当時）など総勢30名の法案に賛成する議員の連名にて、3月23日「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出する運びとなった。しかしながら、この法案に会員の悲願であった業務制限の一文も入ることはなかった。

【提出から1年】

議案が上程されると後は審議待ちとなる。流れは衆議院厚生労働委員会 衆議院本会議 参議院厚生労働委員会 参議院本会議 成立となる。途中での一休みは廃案となるので、審議が始まれば一気に成立まで持ち込まなければならない。他に提出されている重要法案と国会会期との睨み合いが続く中、第159通常国会、第160臨時国会、第161臨時国会と会員共々に気を揉みながら行く末を見守った。この間、最も影響力のある日本医師会の了解を得るために再度交渉に入った。折しも、日本医師会ではその執行体制が変わったことが大きく影響し、業務制限に関する文言を罰則規定がない努力規定として加えることを了承。厚生労働省もこれに賛成し、法案の一部訂正に力を注いでくれた。

この法案はもめて長引くと廃案となる可能性も心配される中、「委員長一括提案」による審議なしで衆議院を通過させる準備に取りかかった。これにより熊代昭彦（自民岡山二区）・江田康行（公明九州比例）両議員と共に厚生労働部会長、厚生労働委員長、厚生労働委員会理事、与野党厚生労働委員各位に対して法案の趣旨説明を行い、提案内容を理解していただくという段取りを行った。

【突然の朗報】

各議員へ行脚を続ける中、朗報が飛び込んできた。その結果、平成17年3月25日衆議院厚生労働委員会（鴨下一郎厚生労働委員長）を通過、翌週29日衆議院本会議を通過、即日参議院に送られたのである。

参議院では先に述べた附帯決議に関わる質疑応答があるとされていたとおり、平成17年4月21日に開催された参議院厚生労働委員会（委員長：岸宏一参議院議員、自民山形選挙区）では、民主党・足立信也参議院議員（大分選挙区）、日本共産党・小池晃参議院議員（比例）、社会民主党・福島瑞穂参議院議員（比例）らの約1時間10分に及ぶ質疑応答があり、尾辻秀久厚生労働大臣（自民九州比例）、鴨下一郎参議院厚生労働委員長（自民東京比例）、岩尾總一郎厚生労働省医政局長がこれに答弁し、その結果、全会一致で承認され、参議院本会議に送られて翌4月22日可決成立した。

改正法案と附帯決議の解釈

【改正法案】

1. 法律の題名を、「臨床検査技師等に関する法律」に改めること。
2. 臨床検査技師の定義の内、「医師の指導監督の下に」を「医師又は歯科医師の指示の下に」に、「政令で定める生理学的検査」を「厚生労働省令で定める生理学的検査」に改めること。
3. 衛生検査技師の資格は、廃止すること。
 （現に衛生検査技師の免許を受けている者は、衛生検査技師の業務を継続して行うことができる。また、臨床検査技師国家試験受験資格の特例を定める。）

【附帯決議と解釈】

- 一. 検査技術・検査機器の高度化、複雑化に十分対応できるよう臨床検査技師の資質の向上に努めること。
 解釈：資質の向上に努めるとは、学校教育中でのカリキュラムの問題、卒業教育としての生涯教育を鋭意努めることを喚起するものである。当会が中心となって実施または予定している認定制度（輸血・微生物・細胞検査士など）、他団体とのチーム医療としての認定制度（日本糖尿病療養指導士・日本栄養療法士など）を十分に活用し、スキルアップに努めるべきである。
- 二. 臨床検査技師が行うことのできる生理学的検査の範囲については、医療提供体制の変化や医療技術の進歩に応じた見直しを図っていくこと。
 解釈：今回の法改正で政令に規定されている16項目を省令に委任することとした。これは医療提供体制の変化や医療技術の進歩に応じた見直しを厚生労働省令内の検討事項として医師会等関連団体と協議を行い、速やかに実務に入れるようにしなければならないという解釈である。
- 三. 人体から排出され、又は採取された検体に係る第二条に規定する検査のうち、高度な医学的知識及び技術を必要とするものについては、検査の適性を確保するため、臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うことが望ましいことから、周知に努めること。
 解釈：今回の法改正では「業務制限」あるいは「独占業務」としての文言を盛り込むことができなかった。しかし、臨床検査技師が行える業務として「法」の第二条に規定されている微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び政令で定める生理学的検査はいずれも高度な医学的知識及び技術を必要とするとの解釈である。
 したがって、第二条に規定されている検査を行う者を臨床検査技師として読み替えることができ、換言すれば臨床検査技師など専門的知識や技能を有しない者は行うことができないとの解釈である。
- 四. 超音波検査等のうち高度かつ緻密な生理学的検査については、検査の正確性及び検査を受ける者の安全を確保するため、できる限り医師又は歯科医師の具体的な指示を直接受け行われるよう、関係機関の指導に努めること。
 解釈：ここでいう高度かつ緻密な生理学的検査をどのように捉えるかが問題である。現場の検査業務において、器具を体内に挿入するなど明らかに侵襲性のある検査項目等（トレッドミル負荷心電図、経食道心臓超音波検査、経膈超音波検



< 参議院本会議傍聴券 >



< 参議院厚生労働委員会 >

査,経直腸超音波検査,点滴継続中の負荷試験)についてではないことを確認しておきたい。これらは常に医師の立ち会いのもと,具体的な指示を直接受けて共同作業として施行することが原則である。医療の安全性,検査の正確性から改めて喚起を促すものである。

五.前項に掲げた検査について,医師又は歯科医師の

具体的な指示を直接受けられない場合は,相当程度の知識・経験を有した臨床検査技師が検査を行うよう周知に努めること。

解釈:なお,医師又は歯科医師の具体的な指示が受けられない場合,やむを得ない場合は,相当の臨床検査技師が行ってもよいとの解釈である。これらは,今まで行われてきた生理検査業務と

何ら変わりがないことを確認しておきたい。むやみに規制が引き締められたとの解釈は適当ではない。ここでは,職名として「臨床検査技師が」との文言が挿入されたことを高く評価すべきと共に,一部,診療放射線技師や視能訓練士と相乗りになっている検査項目において無用な問題を引き起こさないよう願いたい。

小崎繁昭会長あいさつ

臨衛技法改正案成立まで

すでに,ご承知のことと存じますが,会員の悲願であった臨衛技法案が衆参本会議に上程され,全会一致で可決成立いたしました。衛生検査技師法ができて47年,臨床検査技師法が成立して35年ぶりの改正であり,これまで改正法案にご尽力くださった国会議員,厚生労働省,先輩諸兄姉,役員,会員,関係各位に厚くお礼申し上げます。

これまでの渉外活動の地道な運動の積み重ねがなければ成しえなかった快挙であり,会員の願いが国会に通じたのではないかと思います。

今国会では,郵政,介護保険などの重要な政府案件が提案されていたために,3度目の継続審査に回ることまで覚悟していましたが,ある議員との懇談の中で,平成17年度予算成立後に時間が空く可能性があるとのことを伺い,期待はしていましたが,京都での総会の前に改正法案が可決成立するとは思ってもいませんでした。

衆議院で可決した法案には附帯決議がついていないために議員連盟の会長及び厚生労働省を訪問し,もし参議院で附帯決議がなされない場合,厚生労働大臣の通達を出してもらおうと交渉もいたしました,最終

的に参議院で附帯決議がついて成立したことから,今にして思えば取り越し苦労に終わりました。

長期間の法改正運動交渉の中で感じたことは,日臨技と国会議員との接点が少ないことを痛感いたしました。幸い臨床検査技師で参議院議員の伊達忠一先生(北海道選出)には,一方ならぬお世話になり,国会の仕組みや交渉の仕方等勉強させていただきました。

法案が成立した現在,省令に委任した生理学的検査の範囲,教育カリキュラム,特例試験の実施と定款改正等のほか,積み残した業務制限の問題など,まだやらなければならない問題が山積していますが,今後とも会員の皆様方のご協力,ご支援を一層いただきたいようお願い申し上げます。



<伊達忠一議員(中央)と小關会長,岩田前会長>



<鴨下一郎議員(左)・江田康幸議員(中央)と小關会長>

神奈川県医学検査連盟 木村角次会長の談話

法改正可決成立を祝して

1. 上田勇衆議院議員との出会い

今回の法改正は35年間の懸案であっただけに,日本臨床衛生検査技師会及び日本臨床検査技師連盟の努力には大いに感謝し,共に万歳を叫びたい。

しかし,この要因には公明党上田勇衆議院議員との出会いが極めて大きかったことを記しておきたい。

それは,平成14年1月17日の出来事であった。当日,公明党神奈川県本部の「新春の集い」に招待された神奈川県医学検査連盟は,私を含め3名の役員が出席した。

このような場合には,いつも即対応できるように,簡略化した法改正要望書をポケットに忍ばせてあった。開宴前に公明党神奈川県本部代表の上田勇衆議院議員に初対面の勇気を出して,2~3人で談笑中の同議員の前に進み,自己紹介と「新春の集い」にご招待いただいたお礼を述べたあと,「実は私たちは現在,身分法の改正をお願いしておりますので,上田先生にもぜひお骨折りをいただきたくお願いいたします。この封筒の中身はその要望書が入っておりますので,よろしくお願い申し上げます。」と伝えた。これに対し,上田勇衆議院議員はすかさず名刺を出され,「新春の集い」への出席へのお礼を述べられたあと,「どんな要望書ですか」と中身を確認され,「無資格者でもできる臨床検査とは大変なことですね。勉強させてください。」と付け加えられ,「いまだきこのような法律があるなんて」と大変驚いておられた。私どもからは法改正5項目の改正点を説明し,ご理解していただいてその場は終わった。

間もなく開宴された席上では,ご臨席された神崎公明党代表や松あきら参議院議員にも同じ要望書を手渡しをお願いすると,親身になって聞いてくださり,大きな味方を得た気分であった。

2. 上田勇衆議院議員 国会で法改正に関して政府に質問

平成14年2月初旬に,近いうちに国会で法改正に關して上田議員の発言の時間があるとの連絡を上田議員事務所から受けた。また,このために要望内容の詳細について懇談したいとの要請を受けたが,日程調整がつかないまま国会での質問の日がきてしまった。その日は3月4日,衆議院予算委員会第5分科会でのことであった。

3. 上田勇衆議院議員の猛勉強に感謝

上田議員はどこで,いつの間に勉強されたのか,予算委員会第5分科会での厚生労働省との討議は見事なものであった。厚生労働省内に「臨床検査技師,衛生検査技師等に関する在り方等検討会」の設置を取り付け,このことが発端となり法改正が実現したのである。

岩田 進前会長の談話

我が心守衛知らず!

昭和50年度の総会で「臨床検査技師,衛生検査技師等に関する法律」の改正運動を本格的に進めることが決定されて以来,歴代執行部は真剣にこの問題と取り組んできたが,実現は難しかった。こうした経緯を踏まえて,私は会長就任を機にこれまでの「政府提案」では難しいと判断し,「議員立法」を決断した。

しかし,日臨技は政治的活動を定款の中には当然認めていない。そこで「日本臨床検査技師連盟」を結成し,法改正実現に最も可能性があると考へた政権与党と協議をすることを前提に賛同者を募り,この技師連盟を後ろ盾に政治活動に入った。これには会員からのご批判も多くあった。しかし,議員立法という手段でも実現できなければ,今後,法改正は日臨技事業として取り上げて成果は望めないと考えていた。

平成10年5月に橋本龍太郎衆議院議員の事務所を訪れ,協力をお願いした。橋本議員は昭和45年臨床検査技師が誕生した臨衛技法の改正時の厚生政務次官で経緯はよく承知しておられ,その場で関係議員による幹事会の設置(幹事:熊代昭彦議員)と勉強会を約束していただいた。その年の10月9日早朝,橋本議員を座長に幹事会メンバー6名による勉強会を開催し,本格的に活動を開始した。

その後は熊代議員を窓口から自民党内,公明党及び当時の保守党にも理解を求めて活動を続けた。公明党では上田勇衆議院議員に窓口になっていただき,公明党との勉強会も同時に開催した。

平成14年9月10日,熊代及び上田両議員が厚生労働省の担当課長と補佐,それに当会役員を議員会館に呼び,「議員立法に向けて作業を開始する。厚生労働省の考えはどうか」と迫った。厚生労働省は早速検討会を設置し

て結論を急ぐとの返事。その翌月,委員10名による「臨床検査技師,衛生検査技師に関する在り方等検討会」が厚労省内に設置され,5回の会議で翌年3月末に終了,6月に中間報告が出された。

これを受けて衆議院法制局で法律(案)が作成された。その内容は業務制限を含めて日臨技の要望に沿ったものであったが,業務制限で日本医師会が難色を示したため,改めて日本医師会との折衝を重ねること数回,しかし理解は得られなかった。

やむなく法案成立後,厚労省が通達で補うことで了承し,2004年2月の代議員会に諮り,提出期限の平成16年3月15日に衆議院に提出した。それを見届けて,私は会長職を退任した。

その後,小關会長はじめ執行部の精力的なご努力で法律内容はより充実した形となって,衆議院,参議院ともに全会一致で可決成立した。

思えば議員立法を決断し,橋本龍太郎議員事務所を訪れてから実に7年。日臨技が法改正運動を開始してから30年,国会の傍聴席で成立の瞬間,厳禁となっていたのを忘れ,思わず小さな拍手をしてしまった。守衛があわてて注意に来た。法改正に関わって10年,その間の我が心を守衛は知る筈もなかったのだから仕方がない。



<議員連盟総会で橋本龍太郎議員ほか発起人>